

サウジアラビア進出に必要なビジネス法ガイド

THE ESSENTIAL BUSINESS LAW GUIDE
TO SAUDI ARABIA

AL TAMIMI
& COMPANY

Advocates & Legal Consultants

التَمِيمِي
وَمَشَارِكُوهُ

للمحاماة والاستشارات القانونية

西村あさひ法律事務所 訳

Translated by Nishimura & Asahi

西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI

本ガイドブックは、サウジアラビアにおけるビジネス法の概要の紹介のみを目的として、2009年1月、Al Tamimi & Company, Advocates & Legal Consultants により作成された同英文ガイドブックの翻訳として作成されたものであり、当事務所又はAl Tamimi & Company による法的意見又は見解を示すものではありません。特定の事実関係につき法的助言を含む専門的助言を必要とする方は、本ガイドブックの記載のみに基づいて行動せず、別途、ご自身の弁護士・税理士等の専門家のアドバイスを取得して頂く必要があります。また、本ガイドブックに含まれる情報は最新のものではない可能性があり、当事務所は、本ガイドブックの内容の全部又は一部の正確性につき保証するものではなく、またいかなる責任も負うものではありません。なお、本ガイドブックに関する一切の権利は当事務所に帰属し、当事務所の事前の書面による許可無く複製し、流用し、又は転載する事を禁じます。

本ガイドブックに関するお問い合わせ、及び当事務所のアジア・中東デスクの業務についてより詳細な情報をお知りになりたい方は、下記までご連絡ください。

アジア・中東デスク

E-mail: middleeast@eml.jurists.co.jp

Telephone: 03-5562-8500(代表)

松下由英

Telephone: 03-5562-9068(直通)

山本輝幸

Telephone: 03-5562-9979(直通)

はじめに

日本を含む海外からのサウジアラビア向け投資は、ここ数年で大きく増加し、2008年9月に発表された世界銀行の“Doing Business 2009”においても、サウジアラビアは、181カ国中第16位(総合順位)にランクされるに至っております。

両国政府間においても、産業協力に関する共同声明、日本・サウジアラビア産業協力タスクフォースの設置、中東協力センターからサウジアラビア総合投資院(SAGIA)等への専門家の派遣、投資協定交渉など様々な体制整備が進められてきています。

かかる同地域への関心の高まりを受け、日本語での現地法に関する情報が限られていることから、本ガイドブックを作成することと致しました。本ガイドブックは、GCC諸国最大の法律事務所であるAl Tamimi & Company, Advocates & Legal Consultantsが作成した「The Essential Business Law Guide To Saudi Arabia」を日本語に翻訳したものです。

本ガイドブックが、サウジアラビアへの進出を検討する企業の皆様への情報提供として少しでもお役に立てるのであれば幸いに存じます。

2009年9月

西村あさひ法律事務所
アジア・中東デスク
弁護士 小野 傑
同 川上 嘉彦
同 斎藤 創
同 五十嵐 チカ
同 豊田 祐子
同 豊永 晋輔
同 松下 由英
同 山本 輝幸

[和 訳]

**サウジアラビア進出に必要な
ビジネス法ガイド**

Al Tamimi & Company

2009年1月

目 次

1.	イントロダクション	1
2.	Al Tamimi & Company	1
3.	サウジアラビアでビジネスを行う理由	2
4.	法制度及び裁判制度	2
5.	紛争解決	5
6.	外国投資	7
7.	事業主体	12
8.	金融市場及び資本市場に関する規制	16
8.1	法的枠組	16
8.2	銀行及び保険会社	17
8.3	金融会社及び新法	17
8.4	資本市場規制	18
8.5	許可の付与	19
8.6	有価証券の概要及び投資ファンド規制	19
8.7	投資ファンドの組成	19
8.8	ファンドマネージャーの一般義務	20
8.9	外国投資ファンド	20
8.10	海外向け投資ファンド	20
8.11	有価証券の募集	20
8.12	私 募	21
8.13	公 募	21
8.14	マネーロンダリング防止法	22
9.	融資と担保	23
10.	イスラム金融	24
11.	民営化とインフラストラクチャー	26
12.	不動産法	31

13.	雇用法	35
14.	その他のビジネス法	37
14.1.	地域の商工会議所	37
14.2.	ビザ	37
14.3.	関税	38
14.4.	競争法(Competition Law)	39
14.5.	課税	40
14.6.	帳簿及び会計記録	40
14.7.	知的財産	40

1. イントロダクション

サウジアラビア王国(以下「**サウジアラビア**」といいます。)は、増加し続ける富、巨大な国内市場、広大な土地、豊潤な天然資源、そして急速な成長により、外国人投資家の関心を惹きつけ、ますます関心が高まっています。

本書は、サウジアラビアにおいてビジネスを行おうとする企業や個人のための簡潔な法律ガイドです。本書の目的は、読者にサウジアラビアでビジネスを行う際の法的考察の概観を提供することにあります。立法上の定義や出典を簡略な表現に置き換える等しておりますので、包括的な法的助言の代用となるものではありません。

更に詳しい情報を知りたい方は、Al Tamimi & Companyのホームページ(www.tamimi.com)をご参照いただくか、リヤド事務所の責任者であるNicholas Diacos(n.diacos@tamimi.com 電話: +966 (1) 416 9666)、Muhammad Arif Saeed(m.saeed@tamimi.com) 又はAlan Hall(a.hall@tamimi.com)までお問い合わせください。皆様からのご意見やご感想をいつでもお待ちしております。

2. Al Tamimi & Company

Al Tamimi & Company(以下「**Al Tamimi**」といいます。)は、2008年3月にサウジアラビアに事務所を開設しました。当事務所は、アラビア湾岸諸国(以下「**GCC**」といいます。)におけるAl Tamimiの緊密なネットワークを利用しながら、サウジアラビア法弁護士より支援を受け、その他中東及び欧米の弁護士からなるチームにより構成されています。

当事務所は、以下の理由において、サウジアラビアにおける法律事務所の中でも特別な存在となっています。

- ・ 現地法律事務所と提携することなく、Al Tamimiの名で開業認可を受け、質の高い法律サービスを常に提供することができる、サウジアラビアで唯一の外国法律事務所であること
- ・ GCCにおける最大の法律事務所であり、サウジアラビアにおけるビジネスの目的達成のために不可欠な、現地における圧倒的な知識とコネクションを有していること
- ・ 難しい法的問題について、単に否定的な見解を示すのではなく、解決方法の提供に重点を置いていること
- ・ 8つの事務所において160人の弁護士と法律コンサルタントから成る中東最大の法律事務所のリソースを一体的に利用できるため、この地域におけるいかなる主要プロジェクトに対しても対応できること
- ・ 市場情報、市場紹介及び取引の促進を通じて、依頼者のビジネスに主体的に価値を加えること

3. サウジアラビアでビジネスを行う理由

サウジアラビアに投資を行い、サウジアラビアでビジネスを行うことには、以下のものを含め、多くの理由があります。

- ・ 長期の政治的安定性
- ・ 戦略上重要な立地
- ・ 中東最大規模の経済
- ・ ドルペッグ制(1米ドル=3.75サウジリアル)
- ・ 産業関連の懸念が少ないこと
- ・ 比較的安定した金利
- ・ 比較的安価な人件費
- ・ 税金の低さ
- ・ 設立費用の低さ

サウジアラビア政府は、過去5年間にわたり多くの経済及び規制改革を通じてサウジアラビアにおける経済活動を活性化してきました。サウジアラビアには外国投資のため、外国人の不動産所有、没収に対する保護、本国への利益の送還、政府援助及び信用補完、産業向け融資及び比較的低率の法人税と個人税等を含む、多くの便益、インセンティブ並びに保証の制度があります。外国投資家に対するこうした便益等の供与は、サウジアラビア総合投資院の効果的なサポート及び他の政府当局との良好な協調関係と相まって、魅力的なビジネス環境に貢献してきました。

4. 法制度及び裁判制度

シャリーア法 (*Shari'ah*)

サウジアラビアの基本法はシャリーア法です。シャリーア法は異なる原典に由来する原理の集成ですが、主としてクルアーン (*Qur'an*) とスンナ (*Sunnah*) (預言者ムハンマドの言行録) に由来します。

シャリーア法の原理は、一般的な言葉で表現されることが多く、サウジアラビアの裁判所はこうした原理をどのように適用するかについて相当な裁量を与えられています。さらに、原理の解釈については、4つの異なるイスラム法学派(ハンバル学派 (*Hanbali*)、ハナフィー学派 (*Hanafi*)、シャーフイー学派 (*Shafii*)、マーリク学派 (*Maliki*))があり、これらは一定の教義について異なる解釈をとっています。このうちハンバル学派が、サウジアラビアにおいて一般的に採られている立場です。しかしながら、その学派の内部でも様々な論点について多数派と少数派が存在し、特定の事件においていかなる立場が適用されるかは不確定です。正義と公平さの観点から適当であるとして、他のイスラム法学派の原理を適用する裁判例もあります。

シャリーア法が適用された実例としては、以下のものが含まれます。

- ・ 利子(*riba*)が禁止されていること
- ・ 不確実なもの(*gharar*) (オプション、先物取引、他のデリバティブ、損害賠償額の予定及び経済的損失の補償)が禁止されていること
- ・ 将来の権利に関する権利放棄ができないこと
- ・ 委任状が、当該書面に反対の文言があるか否かにかかわらず、いつでも口頭で取り消し可能であること
- ・ 「自力」救済は認められておらず、将来財産について有効な担保を取得できないこと

世俗法

世俗機関(The secular authorities)は、シャリーア法を補足することが認められています。そこで、サウジアラビア政府は、特定の社会的問題及び経済的問題を処理することを目的とした命令、法律、規則及び政府見解の公布により、シャリーア法を補足しています。

商取引を規制するサウジアラビアの法律には、数多くの下位規制が含まれますが、最も一般的なものは、国王命令、上位命令、勅令(Royal decrees)、法律、規則、閣議決定、大臣決議及び政府当局による通達があります。原則として、勅令は、国王によって招集される諮問評議会(*Shoura*)で審議され、その後、国王の顧問団である閣議に諮られます。承認されれば、原則としてサウジアラビア官報に掲載された日から効力を生じます。法律の条文は、その性質上、広義に定められています。所轄政府当局は、法律に基づいて、原則として法律が公布された日から90日以内に施行規則を公布することになり、規則では法律の詳細とその施行が定められます。アラビア語版の法律は英訳に優先され、すべての法律に公式な英訳があるわけではありません。

シャリーア法裁判所

シャリーア法裁判所(又は普通裁判所)は、一般的な管轄権を有し、刑事事件、民事事件及び家事事件を担当します。

裁判所は、具体的事実に対するシャリーア法原理の適用について、相当な裁量を有しています。シャリーア法の一般原理に従って、裁判所は、各事件の具体的状況に基づいて、公平な結果を導くのに必要であると考えられる方法により判断する資格があるとされています。シャリーア法裁判所は、形式的な執行がシャリーア法原理の下で不公平となり得ると判断する場合には、文言どおりの契約上の義務もしくはその他の義務の執行を否定し、又は修正する裁量を有しています。よく知られた例としては、違法な収益として利子(*riba*)を課すことの禁止(*haram*)があります。

単独の裁判官が担当する事件に加え、個々の裁判官からの上訴を判断する3人の裁判官で構成される上訴裁判所もあります。同様に、当事者は上訴裁判所から最高司法評議会(Supreme Judicial Court)へ、(事実でなく)法的な争点について上告することができます。

最高司法評議会は、二つの委員会を設置しています。一方の委員会は死刑及び国王又は法務大臣により付託された問題を扱い、もう一方は確立された裁定の変更に相当する上訴裁判所の判断の見直しを扱います。

苦情処理庁

苦情処理庁(The Board of Grievances)は、政府が当事者となる紛争、及び民間の当事者が関与する商業的紛争のすべてについて、主たる管轄を有しています。苦情処理庁が、管轄外のものであると判断した場合には、その紛争はシャリーア法裁判所に付託されることとなります。苦情処理庁によって審理される紛争には、政府契約(補償請求など)に関するもの、手続上の瑕疵又は権利濫用に基づく行政決定に対する異議、商業的紛争及び外国判決の執行が含まれます。

サウジアラビア裁判所のアプローチ

サウジアラビア裁判所は、取引文書の検討や解釈において、自由な裁量を確立された法原理と組み合わせて適用することが想定されています。このような自由な裁量は、裁判所に対して拘束力のある先例の不存在、裁判公表制度の欠如及び規制過程における政府当局による裁量の自由行使とあいまって、取引文書の正確な解釈や最終的な執行可能性を確実に予測することを困難にする場合があります。

政府当局

企業に最も関連のある政府当局は、サウジアラビア通貨庁(The Saudi Arabian Monetary Agency)、資本市場庁(The Capital Market Authority)、サウジアラビア総合投資院(The Saudi Arabian General Investment Authority)、商工業省(The Ministry of Commerce & Industry)及び国税局(The Department of Zakat and Income Tax)です。

準司法委員会

シャリーア法裁判所以外にも、紛争解決のための準司法権を有する多くの委員会が存在します。こうした委員会には以下のものが含まれます。

- ・ 商工業省 流通証券局(為替手形及び約束手形の紛争)
- ・ サウジアラビア通貨庁 銀行紛争委員会(商業的詐欺の紛争及び銀行取引紛争を含む紛争)
- ・ 資本市場庁 証券紛争解決委員会(証券市場紛争)
- ・ サウジアラビア総合投資院 投資紛争調整委員会(外国人投資家及びサウジアラビアのパートナーが関与する外国投資法に基づく投資に関する紛争)

この他、準司法的な労働委員会及び税関委員会も存在します。これらの委員会は一般的に、シャリーア法を厳格に適用する苦情処理庁よりも、より実務的なアプローチがとられています。

現在の司法改革

2003年、(二聖モスクの守護者である)国王陛下は、すべての政府当局と公共団体に対し、関連する法律の見直しと、改正及び改善する旨の勧告を行うことを要求する勅令を発令しました。これらの勧告は、サウジアラビアを当事国とする関連する国際条約及び協定に適合するものです。この勅令は、司法制度を国際的な基準と可能な限り一致させることを狙いとしており、その結果、直近の5年間だけで数百の法律が改正され、50以上の法律が採択されました。

司法制度に関連して、過去数ヶ月の間に新たな裁判法が採択されました。この法律の第一の目的は、すべての司法機関、準司法機関及び司法委員会を、裁判制度の下で階層的に統一することです。またこの法律により、専門別に組織される新しい裁判所が設立される予定であり、そこでは司法手続の確実性と効率性が高められ、裁判所の役割が全体的に強化されることとなります。

5. 紛争解決

訴 訟

訴訟手続は、紛争の種類及び審尋手続を行う機関によって異なり、裁判機関としては、一般的なシャリーア法裁判所、苦情処理庁及び準司法委員会等があります。

判決までの期間を最短にとどめるために、管轄を有する裁判機関に訴訟提起することが重要です。また、訴求額に対する利子が認められず、訴訟費用も認められないとされていることから、管轄を有する裁判機関に訴訟提起することで、費用を最小限に抑えることができます。

訴訟手続は、特定の裁判所に事件を提起することにより開始されます。訴訟が提起された場合、管轄裁判所が期日を指定します。この場合、原告が、直接又は警察官若

しくは裁判所書記官を通じて、被告に対し通知を行う必要があります。審尋期日は、具体的な裁判所、当該裁判所の所在地、事件の重要性及び裁判官の予定によって決定されます。手続が普通裁判所で行われ、その裁判所がサウジアラビアの主要都市にある場合、通常、審尋は、訴訟提起から1ヶ月から6ヶ月の間に開始されることとなります。

現在、係属中の事件が多数存在しており、複雑な商事紛争は、開始から執行まで6ヶ月から3年かかることがあります。苦情処理庁及び準司法委員会で行われる同様の手続の審尋期日は、より迅速に行われる場合があります。準司法委員会は最も効率的かつ臨機応変であるため、短期間で判断まで至るのが通常です。

普通裁判所からの上訴

普通裁判所においては、審尋が行われ、証拠の提出後、裁判官がシャリーア法の原理及び関連法の解釈に基づいて判決を下します。判決が不服である場合、当事者は第二審裁判所に上訴を申し立てることができます。上訴裁判所が上訴を認めた場合、審議のため事件を同一の裁判官に差し戻します。裁判官による再判決がいずれかの当事者にとって満足いくものでなかった場合、再度、第二審裁判所は事件を異なる裁判官に配転します。

上告は、第二審裁判所が、第一審の判決又は事件のさらなる審尋の要求を斥けた場合に可能となります。上告は最高司法評議会に対して行われ、最高司法評議会は、第二審裁判所の判決を認めるか、第一審裁判所に事件を差し戻し、事件について再度の審理を行わせます。

苦情処理庁及び準司法委員会からの上訴

苦情処理庁における手続は、三審すべての判断が苦情処理庁においてなされること以外は、普通裁判所と同様です。つまり、手続が苦情処理庁に申し立てられた後、第一審にあたる内部機関が事件を調査し、第二審にあたる上級機関が上訴を審理し、最後に同庁の長官がその事件の最終判断を下すこととなります。

準司法委員会における手続は少々異なります。各委員会が二審構造であり、第一審にあたるものが最初に審理を行い、第二審にあたるものが上訴の審理を行います。ただし、当該二審の手続過程において準司法委員会の法律違反があったことが証明された場合、苦情処理庁が第三審にあたる上訴を担当する場合があります。これは、苦情処理庁が、政府関連組織の決定に関する紛争に対し管轄を有することによるものですが、準司法委員会を同カテゴリーに該当するとすべきかについては議論の余地があります。

仲 裁

サウジアラビアにおける仲裁は、1983年5月25日付公布の仲裁法と施行規則(以下「**仲裁法**」といいます。)に規定されています。仲裁法は、仲裁合意、仲裁人の任命、仲裁手続の実行、司法監督及び執行について定めています。仲裁判断は、裁判所の判決と同様の効力を有し、同様に執行することができます。

仲裁法は、「本来的に紛争を審理する管轄を有する機関」(以下「**本来的管轄機関**」といいます。)が仲裁を監督すると定めているため、仲裁手続は他の法域における場合よりも訴訟に類似しています。本来的管轄機関とは、ほとんどの商事紛争に関する限り、苦情処理庁となります。

仲裁法の重要な条項及びシャリーア法の適用により、以下の手続により行われます。

- ・ 仲裁人は男性のムスリムであること
- ・ 手続はアラビア語で行われること
- ・ 準拠法に関しては、仲裁人は当事者の選択に関わりなくサウジアラビア法を適用すること(当事者の選択に関わりなくサウジアラビア法を適用することは、抵触法の原則を認めない裁判所においても同様です。)
- ・ 政府と政府当局は仲裁に参加できないこと

6. 外国投資

外国投資に関する主な規則は、2000年の勅令により公布された外国投資法(The Foreign Investment Law)(以下「**外国投資法**」といいます。)が基になっています。すべての外国投資家は外国投資法に基づく認可を取得する必要があります。

外国投資法は、

- ・ サウジアラビアでの投資の手続及び要件、並びに外国人投資家の権利及び義務を定めています
- ・ 外国投資が禁止されている事業の一覧を示しています
- ・ 税金、源泉徴収税、規制体系及び外国投資に関する紛争解決を定めています

外国投資に関しては、2004年の勅令により公布された商業的隠匿防止法(The Anti Commercial Covering-up Law (Anti-harboursing Law))(以下「**隠匿防止法**」といいます。)により、厳格な隠匿防止制度が採用されています。隠匿防止法は、サウジアラビア国民でない者が、自己の計算で、又は他人と協力して、外国投資法その他の関連法令が認めていない事業活動に対して投資すること又はそのような事業活動を行うことを禁止しています。不適切な投資又は事業活動を援助した者は、共犯者を隠匿しているものとみなされ、投獄を含む厳しい刑罰が課せられます。

サウジアラビア総合投資院

サウジアラビアにおける投資の促進と振興は、サウジアラビア総合投資院(SAGIA)を通じて行われています。サウジアラビア総合投資院は、サウジアラビアにおける投資認可の付与を行う権限を有し、「投資に適した環境」の創出を模索しています。

サウジアラビア総合投資院の総合投資目標は、10×10プログラムにおいて概要が説明されており、その中で、サウジアラビアが2010年までに世界で最も高い競争力を有する上位10カ国に入るための施策が示されています。総合投資目標の達成の基準の一つとして、国際金融公社の「ビジネスのしやすさ指標 (Ease of Doing Business Index)」が挙げられますが、現在、サウジアラビアは世界16位にランクしています。こうした野心的な目標を達成するために、サウジアラビア総合投資院は、投資家にサウジアラビアのビジネス成長への参加を促すように、認可申請手続を合理化する方法を検討しています。かかる目的で、サウジアラビア総合投資院は、他の政府当局及び認可手続に関与する利害関係者との間で緊密な協力関係を築き、投資家と関連する政府部門及び当局との間の橋渡しを務めています。サウジアラビア総合投資院は、そのホームページにおいて、すべての潜在的な投資家に対し、事業を立ち上げるのに必要な情報、統計、設備及び支援サービスのすべてを提供することを表明しています。サウジアラビア総合投資院は、投資家が予測可能な形で認可申請手続を完了できるように認可取得に係る一連の方針及び手続を構築しています。サウジアラビア総合投資院は、女性の投資サービスセンターを設立し、女性の投資活動への参加も促しています。

ネガティブリスト

外国投資の参入が禁止され、サウジアラビア総合投資院の認可対象とならない多くの事業活動があります(以下「**ネガティブリスト**」といいます。)。明確な分類のため、国連中央生産物分類(Central Product Classification) (以下「**CPC**」といいます。))に由来する生産物コードと相互参照される事業活動もあります。

主な除外対象は以下のとおりとなります。

I. 製造業部門

1. 石油の探鉱、採掘及び生産。ただし、鉱業部門に関するサービスを除く(CPC 5115+883)
2. 軍事機器、装置及び軍服の製造
3. 民間の爆発物の製造

II. サービス部門

1. 軍事部門に便宜を図るサービス

2. 治安及び探偵サービス
3. マッカ及びマディーナでの不動産投資
4. 巡礼 (*Hajj*) 及び小巡礼 (*Umrah*) に関する観光客オリエンテーション及びガイドサービス
5. 現地の採用事務所を含めた採用及び就職サービス
6. 不動産の仲介業
7. 印刷及び出版。以下の事業活動を除く
 - ・ 事前印刷サービス (CPC 88442)
 - ・ 印刷機 (CPC 88442)
 - ・ 絵画及び書道 (CPC 87501)
 - ・ 写真 (CPC 875)
 - ・ ラジオ及びテレビ放送局 (CPC 96114)
 - ・ 外国メディア事務所及びそれに相当するもの (CPC 962)
 - ・ プロモーション及び広告 (CPC 871)
 - ・ 広報 (CPC 86506)
 - ・ 出版 (CPC 88442)
 - ・ プレスサービス (CPC 88442)
 - ・ コンピュータソフトウェアの製造、販売及び貸出 (CPC 88)
 - ・ メディアのコンサルタント業及び研究 (CPC 853)
 - ・ タイピング及びコピー (CPC 87505+87904)
 - ・ 映画及びビデオテープの配給サービス (CPC 96113)
8. 委託代理人 (CPC 621)
9. オーディオビジュアル及びメディアサービス
10. 陸上輸送サービス。都市内での乗客の鉄道輸送を除く
11. 助産師及び看護婦によるサービス、理学療法サービス及び準医療サービス (CPC 93191)
12. 水産業
13. 血液バンク、毒物センター及び検疫

世界貿易機関加盟

サウジアラビアは、2005年11月1日に世界貿易機関へ加盟しました(以下「WTO加盟」といいます。)。WTO加盟手続の一環として、サウジアラビアは、サービス、卸売業及び小売業に課される取引条件に関して、多くのコミットメントを行っています。これらの実施スケジュールは、加盟議定書に添付されています。サウジアラビアでの事業活動の開始及び継続に際して、サービスや事業活動に適用されている取引条件は、サウジアラビア政府が把握し、監視することになります。

サウジアラビア総合投資院 認可付与条件

外国投資の認可を付与するためにサウジアラビア総合投資院により認められなければならない基本的な条件は以下のとおりです。

- ・ 投資活動がネガティブリストに含まれていないこと
- ・ 予定される生産物はサウジアラビア法を遵守していなければならないこと
- ・ 申請者は投資目的でサウジアラビアに参入する自然人又は法人であること
- ・ 投資家が過去に重大な外国投資法違反をしたことがないこと
- ・ 投資家がサウジアラビアその他の諸国において金融犯罪又は商事犯罪について有罪判決を受けたことがないこと
- ・ 認可の付与がサウジアラビアを当事者とする国際的又は地域的な協定に違反しないこと

外国資本規制

外国人投資家は、事業体の資本を100%まで保有することができます。ただし、以下に挙げるような例外があります。

- ・ 専門的サービス(例えば、法律、会計、税務、建築、監査及び医学) 25%
- ・ 基本通信サービス WTO加盟時の制限は49%、2008年末までは60%
- ・ フランチャイズ 51%、2008年11月1日からは75%
- ・ 金融及び銀行サービス 60%
- ・ 保険 49%

WTO加盟の一環として、サウジアラビアは、卸売業及び小売業に関して、以下のような一定の条件の下で、外国資本規制の緩和に合意しました。

- a) 外国資本の制限は、WTO加盟時に51%、2008年11月1日からは75%であること
- b) 外国投資について、サービスの提供者ごとに2,000万サウジアラビアドル(5,330,000米ドル)の最低投資額を超えること
- c) 販売経路の最小規模が規定されていること
- d) 最低でも従業員うちの15%はサウジアラビア人とし、毎年研修を行うこと

外国人の不動産所有

サウジアラビアにおける不動産所有権の取得の可否は、個人の場合は国籍により、また企業の場合は設立場所及び株主の国籍によって決定されます。企業経営及び企業の支配構造、本店所在地などの要素は影響しません。

外国投資法は、以下のように、湾岸協力会議(以下「GCC」といいます。)加盟国の国

民又は加盟国において設立された事業体について、サウジアラビアでの不動産所有権の取得を認めています。

- ・ 2000年の勅令により公布された非サウジアラビア国民の不動産の所有権及び投資に関する法律は、サウジアラビア国民以外の個人又は企業による不動産所有についての条件及び規制を定めています(以下「**非サウジ所有権法**」といいます。)
- ・ GCC加盟国におけるGCC諸国民の不動産所有規則(1985年の勅令により承認、2001年の勅令により修正)は、GCC諸国の企業及び個人に適用される不動産所有の条件及び規制を定めています。

GCCの企業(すべての株主がGCC諸国民)又は個人(GCC諸国民)は、認可を受けた事業活動のため、土地を借りて、投資又は使用することができます。GCCの事業体は、マッカ及びアル・マディーナ・アル・ムナッワラ近郊以外であることなど、多くの規制と条件のもと、サウジアラビアにおいて不動産を所有することができます。また投資関連法は、100%サウジアラビア資本の企業との間でより公平な条件を整備するために、認可された外国投資プロジェクトに対しては、多くの便益、インセンティブ及び保証を与えています。例えば、事業認可を取得している特定の投資家に対しては、不動産の所有を認めることで、外国資本による投資プロジェクトを支援することが行われています。しかし、これは、権利を付与する一方で、外国資本(非GCC)による不動産取得は特定のプロジェクトに関連する限りで認められるという制約でもあり、一般的な権利ではありません。

非サウジ所有権法は、外国人投資家に対し、サウジアラビアで不動産を所有する権利を与えるものですが、以下のことを要求しています。

- ・ 専門的、技術的又は経済的事業活動の実行
- ・ 認可されたプロジェクトの従業員の個人用住居
- ・ 通常の法的な在留資格を持つ個人による居住使用

非GCCの国民(外国人)がたとえごく少数の持分を有する場合であっても、その企業体が「外国籍」と判断されるのに十分であり、その結果、サウジアラビア総合投資院の認可取得が必要になります。認可が不動産開発に関連する場合、プロジェクトの費用総額(土地取得及び建設費用の双方)は以下の要件を満たさなければなりません。

- ・ 最低3,000万サウジリアル(8,000,000米ドル)
- ・ 土地取得の日から5年以内に投資されること

現段階では、外国人所有が可能となるフリーゾーン区域及び投資区域を指定する代わりに、不動産所有の認可については、サウジアラビア総合投資院の裁量の範囲内で行われます。ただし、GCC諸国民を含む外国人がマッカ及びアル・マディーナ・アル・

ムナツワラ地区にある不動産を取得することが全面的に禁止されているという制限内での裁量となりますが、イスラム教徒である外国人は、この二つの地域の土地を、2年以内の更新可能な期間賃借することができます。

7. 事業主体

1965年に公布された会社法は、会社設立、企業統治及び企業倒産について規制しています。外国投資法は、外国投資を目的とする事業主体につき複数の形態を認めています。

外国投資家の事業形態

個人として行う場合を除き、外国人投資家は、外国投資法に基づき以下のいずれかの形態で事業を行うことができます。

- ・ 有限責任会社
- ・ 支店
- ・ (公開又は非公開)株式会社
- ・ 商業仮登記された事業体
- ・ サイエンス・テクニカル・サービスオフィス

また、パートナーシップ形式の法人も多くあり、サウジアラビアの事業のほとんどがこの形態をとっています。

外資による保有比率

外国投資法に基づきサウジアラビア国内で活動が認められた外国投資は以下の二つのうちいずれか一つの形態をとることができます。

- ・ サウジアラビア人及び外国人投資家により持分を保有される事業体
- ・ 外国人投資家のみにより持分を保有される事業体

外国資本は、WTO加盟に伴い一定の条件に従い、100%までその持分を保有することができます。

最低資本要件

投資に要する資本金額は、下記の金額以上でなければなりません。

- ・ 農業事業につき500万サウジリアル(1,330,000米ドル)
- ・ 製造事業につき100万サウジリアル(266,666米ドル)
- ・ その他の事業(例えば、サービス等)につき10万サウジリアル(26,666米ドル)

この他、上記の額より高い金額を最低要件とする規制や、その他特定の業界(例えば銀行業や保険業)にかかる業法規制もあり、これらの規制は会社法に基づく最低資本要件に関する規制に優先します。

設立プロセス

サウジアラビアの投資ビークルの設立手続は、概略以下のとおりです。

- ・ サウジアラビア総合投資院からの許可取得
- ・ 商工業省における商業登記
- ・ 公証人による文書の認証
- ・ 定款案の承認(又は支店に関する省による決議)
- ・ 設立の公表(会社である場合に限りです。)
- ・ 物理的な敷地・設備(の準備)
- ・ 居住者である支配人(の就任)
- ・ 会社財務書類の監査
- ・ 税務登録
- ・ 労働局(Labour Department)への登録
- ・ 銀行業及び保険業の場合にはサウジアラビア通貨庁、投資ファンドや証券業者の場合には資本市場庁といった、当局が定める要件の遵守(これらに該当する場合)

投資事業体の要素、長所及び短所

有限責任会社

この形態による法的事業体は「非公開会社」であるビークルを必要とする投資家に適しており、以下の性質を有しています。

- ・ 支店に次いで短期間で設立が可能であること
- ・ 2名から50名の株主を有することができる
- ・ 経営に関する体制において、より柔軟性があること
- ・ 最低資本要件に関する制限がないこと
- ・ 法定準備金として純利益の10%の留保が要求されること
- ・ 政府の監督を受けること
- ・ 機密情報の保持に最も適していること
- ・ 株式の公募(設立後5年間は禁止)が可能となる前に株式会社への組織変更を行わなければならないこと

有限責任会社は、広範囲の事業活動に適しています。また、有限責任会社は(その50%をサウジアラビアが所有する場合)政府契約において好まれる可能性があり、また従業員の住居の保証人となることができます。設立時の資本は商工業省の承認を前提としてパートナーが設定し、製造業プロジェクトである場合には、サウジアラビア産業開発ファンド(Saudi Industrial Development Fund)から有利な条件で融資を受けることができます。

有限責任会社の短所としては、事業活動が定款の目的事項に限定されること、特定の状況においては、会社の損失が資本金の50%を超えた場合にパートナーが当該会社の債務について連帯して責任を負うこと、法定の先買権があること、及び解散手続が複雑で費用がかかることが挙げられます。

支 店

外国事業体の支店の常設にはサウジアラビア総合投資院の許可及び商工業省の承認を要します。定款は不要で、有限責任会社と同じ資本要件を有します。

支店の長所としては、通常、最も短期間での設立が可能であり、あらゆる範囲の事業活動を行うことができ、法定準備金に係る要件がないことが挙げられます。

短所としては、サウジアラビア関係者の関与がないことにより政府との間の手続が遅滞する可能性があること、支店の事業活動はサウジアラビア総合投資院の承認を受けたものに限定されること、政府との契約にはサウジアラビア資本が所有する事業体が好まれる傾向があること、親会社はサウジアラビア国内における支店の責任を遮断することはできず、その設置場所で当該責任を問われる場合があることが挙げられます。資本については、有限責任会社と同様の要件を有します。

株式会社

この事業体は「公開会社」であるピークルを必要とする投資家に適しており、以下の性質を有します。

- ・ 5名以上の株主を要すること
- ・ 最低資本要件に関する制限があること
- ・ 株主の責任が有限であること
- ・ (特に公開株式会社の場合)政府による監督基準があること
- ・ 非公開株式会社については最低2年間保有の後、株式の公募を認め、公開株式会社については保有期間を経ずに株式の公募ができること
- ・ 様々な例外を前提として、サウジアラビア又はGCC以外の事業体が100%所有することが可能であること

第一段階として、まず商工業大臣に株式会社のフィージビリティスタディの結果を

提出する必要がある、商工業大臣は、フィージビリティスタディの結果を検討し、認可を行います。ただし、株式会社は、特定の種類の事業活動(例えば、公共セクター事業、銀行業、保険業、又は当該株式会社が政府支援を受ける場合等)を意図している場合には勅令による認可を要します。株式会社に関する法律は、有限責任会社に関する法律よりも詳細に定められていますが、株式会社の運営コストが有限責任会社と比べて特に高いというわけではありません。株式会社設立が遅れることを避けるため、株式会社の定款は、商工業省が公表している様式を利用して作成します。当該モデル定款の条項の変更には、商工業大臣が認める理由が必要です。株式会社の発起人である株主は、定款に加えて株主間契約を締結することが通常です。最低資本額としては200万サウジアール(533,333米ドル)が必要です(ただし、外国投資法又は専門機関がより高額な資本金を定めた場合にはこの限りではありません。)。会社の名において行為する者は、経営ミス又は不正管理について無限の個人責任が生じる場合があります。株式会社の取締役は、1万サウジアール(2,666.66米ドル)以上の額面価格を有する会社株式を保有しなければなりません。これらの株式は、取締役個人の保証として、商工業省が指定した銀行により保有されます。発起人株式は、株式会社の財務書類が完全な二会計年度分公表されるまでは譲渡することはできません。

商業仮登記された事業体

この形態の事業体は、政府契約を締結する会社に限定され、契約当事者である政府機関から支援する旨のレターを得ることが求められます。サウジアラビア総合投資院は主契約者に対して暫定許可を発行し、契約者は、契約の署名後、商工業省に対して商業仮登記の申請を行います。

長所としては、手続上迅速であること、資本に関する要件がないこと、コンサルタント業が認められていること(マーケティング業は認められていません。)、清算が容易であることが挙げられます。

短所としては、許可が特定の契約の範囲及び条件に限定して与えられること、商業仮登記された事業体には一般的な事業活動が認められないこと、また政府契約においてはサウジアラビア資本が支配する会社が好まれる傾向があることが挙げられます。

サイエンス・テクニカル・サービスオフィス

このビークルは、海外の事業体、サウジアラビア国内における販売代理店及び地域の市場との間に関連がある場合に利用されます。かかるビークルは、複雑な製品を取り扱う場合において利用され、またその利用は製薬業においては義務とされています。サウジアラビア総合投資院及び商工業省の裁量により設立され、商工業省に登録しているサウジアラビア国内の販売代理店との販売代理契約の締結が求められます。

販売代理店は商業機関に関する規制(Commercial Agency Regulations)に基づき登録がなされていなければならない、サイエンス・テクニカル・サービスオフィスを支援する旨のレターを提供しなければなりません。

サイエンス・テクニカル・サービスオフィスの設立手続は、支店におけるものと類似しており、長所としては、資本に関する要件がないこと、また外国人スタッフに対してはサイエンス・テクニカル・サービスオフィスに基づくビザの発行が受けられることが挙げられます。

短所としては、サイエンス・テクニカル・サービスオフィスは商業活動に従事してはならないこと、収入を得てはならないこと、その活動が技術情報の提供並びに市場及び技術に関する調査に限定されていること、規制当局が従業員の数について上限を定める場合があることが挙げられます。

有限責任会社及び株式会社の主な特徴の比較

二つの基本的な事業体(有限責任会社及び株式会社)の主な特徴の概要は、添付書類Aの表に記載されています。

8. 金融市場及び資本市場に関する規制

8.1 法的枠組

銀行及び保険会社並びにサウジアラビアの通貨に対する規制は、サウジアラビアの中央銀行であるサウジアラビア通貨庁により管理されています。サウジアラビア通貨庁は、国際的な基準及び慣行の動向を詳細に把握し、こうした動向をサウジアラビアの金融市場に取り入れています。サウジアラビア通貨庁は、賢明な中央銀行かつ金融市場の規制者として、非常に高い国際的評価を築いてきました。

以下に記載する法律に基づき許可を受けた事業体のみが、サウジアラビアで営業を行うことができます。サウジアラビア通貨庁は、1966年に公布された銀行業規制法(Banking Control Law)の広範な権限をもって銀行業を規制しています。この法律は、銀行の許可権限をサウジアラビア通貨庁に付与し、自己資本比率及び準備金に関する要件を定め、銀行業務のための規則及び指針を公布する権利をサウジアラビア通貨庁に付与し、サウジアラビア通貨庁は通常、各銀行に対して通達の形で公布します。

2003年に公布された資本市場法はサウジアラビア通貨庁が起草したもので、株式市場(Tadawul)を規制しています。また、サウジアラビア通貨庁は、株式市場及び資本市場活動の監督、並びに仲介業者、投資会社及び運用会社の規制を目的

として、資本市場庁を設立しました。

2003年に公布された共済保険会社法(Cooperative Insurance Companies Law)は、サウジアラビア通貨庁に対して保険業界の監督権限を与えています。この法律は、イスラム保険の形態(*Takafu*)にならうものであり、また保険会社の設立、許可付与及び清算を対象としています。

2003年には、マネーロンダリング防止法(Anti-Money Laundering Law)が公布されました。この法律は、マネーロンダリング及びテロリズムに対する資金調達を防止するための国際基準に従っており、また遵守に関する包括的な要件を定めています。

8.2 銀行及び保険会社

サウジアラビア総合投資院の許可を受けた銀行と保険会社のみが、サウジアラビアで銀行業及び保険業を営むことができます。許可に関する基準及び条件は、銀行業規制法及び共済保険会社法にそれぞれ定められています。サウジアラビア総合投資院は、許可権限を行使するにあたり広範な裁量を有しています。

銀行とは、銀行業務を行う事業体であると定義されます。銀行業規制法上の銀行業務とは、預金の受入、当座預金口座の開設、信用状及び保証状の発行、小切手の支払及び回収、支払指図、約束手形及び為替手形の発行及び譲渡、外国為替並びに「その他の銀行業務」を意味します。銀行業規制法及び関連規則は自己資本比率の遵守に関する規定を定めています。銀行及び保険会社において認められている外国資本比率の上限は、それぞれ60%と49%であり、サウジアラビアのWTO加盟議定書と一致しています。

共済保険会社法において、保険者とは被保険者から直接保険契約を引き受ける保険会社であると定義されます。最低資本要件は、保険会社について10,000万サウジアラビアドル(26,670,000米ドル)、再保険会社について20,000万サウジアラビアドル(53,340,000米ドル)です。利益の20%は、払込済資本金の100%に満つるまで法定準備金として留保されなければなりません。共済保険会社法の施行規則に基づき、保険者のほか、保険アドバイザー、エージェント、ブローカー及び再保険者も、同様にサウジアラビア通貨庁の許可を受けなければなりません。

8.3 金融会社及び新法

現在、以下の5つの法律が省庁評議会の承認待ちとなっています。これらの法律は2008年7月に諮問評議会(*Shoura*)を通過しています。

- ・ 抵当権登記に関する法律(Law of the Registered Mortgage)
- ・ 不動産金融法(Real Estate Finance Law)

- ・ 強制執行に関する法律(Enforcement and Execution Law)
- ・ 金融会社規制法(Finance Companies Control Law)
- ・ ファイナンスリース取引法(Financial Leasing Law)

これらの新しい法律は、金融会社、抵当貸付業者及び銀行のための近代的な規制体制を導入するものです。

金融会社規制法に基づき、金融会社は、サウジアラビア通貨庁による監督の下で許可を与えられます。現在、金融会社業又は抵当貸付業に適用される特定の法律はありませんが、サウジアラビア通貨庁は、金融会社の設立を商工業省が認める前に、銀行による金融会社としての活動を承認しなければならないという観点から、銀行の監督について裁量を有しています。また、上記の法律は抵当貸付及びリース会社による活動を促進するものです。抵当権登記に関する法律は、登記された抵当権をもって金融会社及び銀行による融資を担保することを認めており、強制執行に関する法律は、資産の強制執行及び差押えを容易にし、執行判決による抵当権の実行を認めています。

なお、省庁評議会により承認されて勅令が発せられるまでは、これらの法律は効力を生じないことにご留意ください。さらに、サウジアラビア通貨庁が起草する規制には、現法律草案には含まれていない当該法律草案の施行及び規制の詳細が広範囲にわたって含まれることが予想されます。

8.4 資本市場規制

資本市場庁は、資本市場法に基づき資本市場を規制する広範な権限を有します。かかる権限には以下のものが含まれます。

- ・ 不正な慣行からの投資家の保護
- ・ 公正、効率性及び透明性の達成
- ・ 有価証券取引に関するリスク削減
- ・ 有価証券の発行及び取引の規制
- ・ 資本市場法に基づき許可を受けた事業体の規制及び監督
- ・ 有価証券の発行者に関する十分な開示の規制及び監督
- ・ 代理、買取要求及び公開株式募集の規制
- ・ 資本市場に関する規制の修正
- ・ 有価証券の募集に対する承認
- ・ 仲介手数料の決定

資本市場庁の企業金融局(Corporate Finance Department)は、合併及び買収を規制し、有価証券の募集及び上場に関する規則(Offers of Securities and Listing Rules)の遵守を確保し、認可取得者(Authorized Person)への申請を検討します。

8.5 許可の付与

有価証券の募集及び売買は、資本市場法において定義される認可取得者のみが行うことができます。認可取得者は、資本市場庁から認可を得るため、資本市場法に定められる条件及び実施規則を満たさなければなりません。

8.6 有価証券の概要及び投資ファンド規制

資本市場庁は、有価証券及び投資ファンドに関する規制の監督責任を負います。資本市場法上「有価証券」は以下のように定義されます。

- ・ 株式
- ・ 債務証券
- ・ 利益及び資産の分配に関する権利
- ・ 資本市場庁委員会が有価証券であると判断するその他の商品

約束手形や為替手形を含む商業手形は、有価証券の定義から明確に除外されることに留意することが重要です。

有価証券の発行及び投資ファンドに適用される主な法律は以下のとおりです。

- ・ 2003年に勅令により公布された資本市場法(Capital Market Law)
- ・ 有価証券の募集に関する規制(資本市場法に基づき2008年に資本市場庁委員会による修正後のもの)(Offering of Securities Regulations)
- ・ 2006年に勅令により公布された投資ファンド規制(Investment Funds Regulations)
- ・ 2005年に勅令により公布された認可者に関する規制(Authorized Persons Regulations)
- ・ 2005年に勅令により公布された有価証券取引業に関する規制(Securities Business Regulations)

規制枠組みの理解には、これらの法律を相互に参照する必要があります。特に、投資ファンド規制は投資ファンドの組成、募集及び運用並びにこれらに付随するサウジアラビアでの活動を規制するものです。

8.7 投資ファンドの組成

投資ファンドとは、一定の報酬を受けるファンドマネージャーが運用するスキームから生ずる利益につき、投資家に対して参加する機会を提供することを目的とした投資スキームです。認可に関する規制に従い、ファンドマネージャーは認可取得者でなければならず、また、投資ファンドの運用許可を資本市場庁から

適法に受けていなければなりません。認可取得者となるためには、資本市場庁に申請を行わなければなりません。各申請は、認可取得に関する規制に定める詳細な要件が添付されなければなりません。

8.8 ファンドマネージャーの一般義務

投資ファンド規制は、以下の一般規定を定めています。

- ・ ファンドマネージャーに対して開示義務及び報告義務を課す規定
- ・ 投資ファンドの運用を対象とする規定
- ・ ファンドマネージャーの管理要件を定める規定

8.9 外国投資ファンド

サウジアラビアで組成される投資ファンドは、国際ファンドとして運営するために資本市場庁による承認を受けることができます。この場合、ファンドマネージャーは投資ファンド規制に基づく責任が生じる場合があることに留意する必要があります。

8.10 海外向け投資ファンド

本来、投資ファンド規制は、サウジアラビアにおいて組成され、ファンドマネージャーにより運用される投資ファンドを規制するものです。有価証券の募集に関する規制は、サウジアラビア国内で有価証券の募集を行うことを意図する海外投資ファンドに適用されます。しかしながら、海外ファンドのサウジアラビアにおけるマーケティングを承認する際には、投資家保護を確実にするため、資本市場庁は、投資ファンド規制に含まれる予防措置を募集書類に盛り込むことを要求する可能性があります。

一般に、外国投資ファンドの持分は、認可取得者を通じてサウジアラビア国内でマーケティング又は広告を行わなければなりません。運用業務についてはサウジアラビア国外の事業体に委託することができますが、認可を取得したサウジアラビア居住のマネージャーを置くことが求められています。

8.11 有価証券の募集

有価証券の募集は、公募又は私募のいずれかにより行うことができます。発行又はファンドの募集及びマーケティングは、認可取得者によってのみ行うことができます。

ファンドについて、ファンドマネージャーは、認可に関する規制に基づき運用活動を行う権限を適法に付与された認可取得者でなければならず、また投資ファンドの資産の管理、保管及び運用について責任を負います。ユニットとは、投資ファンドの持分権をいいます。

8.12 私 募

有価証券(投資ファンドのユニットを含みます。)の募集は、募集を受ける者が各々支払うべき金額が100万サウジリアル(266,666米ドル)以上であり、当該募集を受ける者が有価証券の募集に関する規制又は投資ファンド規制において規定された分類のいずれかに該当する場合には、私募となります。

私募により有価証券の募集を行う場合には、資本市場庁に届出を行わなければなりません。この届出は、書面によるものとし、募集予定前の特定の期間内(投資ファンド規制については15日前、有価証券の募集に関する規制については10日前)に提出されなければなりません。投資ファンド規制に基づく届出は、目論見書(Private Public Memorandum)の形式によらなければならないのに対して、有価証券の募集に関する規制に基づく届出については私募に関する通知書(Private Placement Notice)の様式によらなければなりません。いずれの届出にも当該募集に関連して使用されるその他の募集書類を添付しなければなりません。また、届出の提出時には、ファンドマネージャー又は発行者は所定の手数料を支払わなければなりません。募集書類は、有価証券の募集を行う前に資本市場庁による承認を受けなければなりません。

8.13 公 募

有価証券(投資ファンドのユニットを含みます。)の募集が私募に該当しない場合には、公募となります。

認可取得者のみが、有価証券の公募について資本市場庁に対して申請を行うことができます。かかる申請書には、発行者、銘柄又は投資ファンドに関連するすべての事項を記載し、また、発行者又はファンドマネージャーのコンプライアンス及び運営システムを含む組織についての詳細を記載する必要があります。申請書の提出時には、発行者又はファンドマネージャーは所定の手数料を支払わなければなりません。公募は、ユニットの募集を行う前に資本市場庁による承認を受けなければなりません。

8.14 マネーロンダリング防止法

マネーロンダリング防止法は、マネーロンダリング及びテロリストに対する資金供与を禁止しています。同法は、OECD加盟国における同様の規制及びコンプライアンス体制を規定しています。以下の点がこの法律の最も重要なものとなります。

- ・ 犯罪から得た財産又は収益に係る取引を行うこと、テロリスト活動に関する違法な資金源の供与、又はテロ行為が禁止されていること
- ・ 銀行、ファイナンサー及びアドバイザーはマネーロンダリング防止法に基づき禁止される活動に関与した場合には有罪となること
- ・ 銀行、ファイナンサー及びアドバイザーは顧客の身元証明を行い、マネーロンダリング防止のための教育を実行し、監視体制を構築すること

サウジアラビア総合投資院は、マネーロンダリング防止法に基づき、マネーロンダリングを防止する規則を公布する権限を有します。サウジアラビア総合投資院は現在、共済保険会社法に基づきマネーロンダリング防止及び反テロリズムに関する規則の草案を回布しているところです。

マネーロンダリング防止法には、上記に加え、以下の事項が規定されています。

- ・ マネーロンダリング防止法の対象となるすべての事業体は10年間記録を保管しなければならないこと
- ・ マネーロンダリング防止法第6条及び第10条により、金融機関及び非金融機関が予防及び監視のための措置(監査及び教育プログラムを含む。)を講じることが求められていること
- ・ 金融機関及び非金融機関は金融、商業又は専門的活動に従事するために設立された機関を含むように広範に定義されていること
- ・ マネーロンダリング防止法の違反の可能性について金融情報部門(Financial Intelligence Unit)に通知する義務があること
- ・ 疑わしい取引の報告について顧客に対して警告してはならないこと
- ・ 金融情報部門は、財産を調査及び押収する広範な権限を有すること
- ・ マネーロンダリング防止法第21条に、「善意であること」による防御が定められていること
- ・ 銀行等は、マネーロンダリング防止に基づく義務を履行している場合には、秘密保持違反その他の法律に基づく違反の対象から除外されること

9. 融資と担保

サウジアラビアにおいては、融資は、できる限りシャリーア法に従ったものであることが重要です。例えば、利子(*riba*)や、投機的な事業、オプション、先物取引、損害賠償額の予定又は経済的損失などを含む不確実なもの(*gharar*)は、厳しく禁止されているため、サウジアラビア国内で執行が必要となる可能性がある場合には、融資取決の契約文書を作成する際に注意が必要です。

担 保

様々な条件を前提として、土地、債権、知的財産、株式及び契約上の権利の上に、担保を設定することができます。保証及び補償もまた、いくつかの条件を前提として、設定の上執行することができます。

サウジアラビアにおいて、最も一般的な担保の種類は質権(pledge)です。質権は、商業不動産担保法(Commercial Mortgage Law)の下で規制されています。質権に法的拘束力を持たせるためには、公証を受けなければなりません。公証人は、質権が利付債務の担保を目的とする銀行又は出資者のための不動産を対象とする質権については、これを公証しません。これにより、住宅金融の利用は、イジャラ(*Ijara*)及びムラーバハ(*Murabahah*)といったイスラムの金融スキームに制限されました。こうしたスキームの下で、出資者は、不動産の所有権を担保として保持することができます。

現在、新たな抵当権登記に関する法律が閣議の承認を待っているところですが、承認された場合には、銀行及び出資者は不動産上に担保を設定できるようになり、債務不履行が生じた場合に、裁判所の監督下にあったとしても、担保の実行を有効に行うことができるようになります。

債権担保

当事者間で有効に権利を譲渡するためには、譲渡人の同意が必要です。しかし、譲渡人の同意があるからといって、実際に受領した金額について、常に清算人に対抗することができるわけではありません。

シャリーア法上、銀行口座の譲渡が有効とされるためには、財産(この場合は預金)が、売却可能なものでなければなりません。金銭については、シャリーア法上売却することができないため、サウジアラビアでは、担保の目的でなされる預金の譲渡について、執行可能性に疑義があります。預金の譲渡又は預金担保を行おうとする場合の、さらなる問題としては、シャリーア法が、将来の財産に対する担保設定を禁止し、質権若しくは譲渡の対象となる財産が不確定な場合の担保設定を禁止していることが挙げられます。そこで、残高が変動する預金口座を譲渡し、これに担保を設定す

ることができないとも思われます。しかし、シャリーア法においても相殺は認められており、銀行は預金債権を相殺することにより、同様の効果を実現することが可能です。

株式担保

株式会社の株式については、資本市場法に基づく質権の設定により担保を設定することができます。質権は、資本市場法及び同法施行規則に従って、有価証券預託機構(Centre for Depositing Securities)において登録を行うことが可能です。登録により、質権者は、登録時より第三者に対する優先権を有します。

優先権

株式会社の株式及び特定の知的財産権を除いて、サウジアラビアには、当事者間の優先劣後関係を定める登録/登記制度は存在しません。登録抵当権法(Registered Mortgage Law)は、閣議で承認されれば、不動産登記簿と担保についての優先劣後制度を創設することになります。当該優先権は、登記時から効力を有します。

担保実行

担保は、裁判所に対する申立てがなされた場合、裁判所の手続でのみ実行することができます。商事事件においては、例えばSAMA銀行紛争委員会が管轄権を有する銀行紛争事件など、準司法委員会において専門家が担当する事件を除き、苦情処理庁が管轄権を有します。裁判所に係属する事件数、事件の複雑性及び裁判所の裁量によっては、申立開始から完了まで最長で3年かかる場合があります。そこで、準司法委員会は、より便宜な手続といえます。裁判所は、担保の設定や、担保権の実行(通常の場合、競売)を命じることができます。

10. イスラム金融

サウジアラビアでは、すべての小口金融並びにほとんどの企業金融及び商業金融は、イスラム金融の形式をとります。

シャリーア法の下では、個人が金銭を貸し付ける場合、その取引により不当な利益が生じてはなりません。イスラム金融は、損益の共有という概念を推し進めており、これにより金融取引はパートナーシップの形式をとります。利子(*Riba*)を課すこと、賭博又は投機(先物取引、ほとんどのデリバティブ及びオプション)、不確実性のある取引(経済的損失の補償)及び実損以外の損害賠償(損害賠償額の予定)は、全面的に禁

止されています。ほとんどのパートナーシップと同様、パートナーは、資本拠出額に基づいて利益及び損失を共有します。従来型の金融においては、資金提供者への利益の保証はあっても、借入人に対してはそのような利益の保証はありませんでした。しかしながら、イスラム金融の目的は、利益及び損失のリスクを共有することにあります。一般的には、四種類のイスラム金融があり、以下に簡潔な概要を記載します。

ムシャラカ(パートナーシップ)

ムシャラカ(*Musharaka*)とは、共有を意味し、イスラム教の原理を最も適切に反映しています。ムシャラカ契約においては、投資者その他の当事者(貸付人及び顧客以外)は、投資ビークル(通常は株式会社又は有限責任会社)におけるパートナーとなり、関連する投資対象に対して資本を拠出し、リスクと利益を共有します。損失は投資額に比例しなければなりません。利益配分は投資額に比例する必要がないことによりムシャラカ契約と従来型の金融とは明確に区別されます。融資におけるムシャラカ契約により、「顧客」は順次資本拠出を拡大することができます。つまり出資者の持分は、財産が顧客に帰属するまで減少することになります。これを、「ディミニッシング・ムシャラカ(*Diminishing Musharaka*)」といいます。

イスティスナ(委託製造)

イスティスナ(*Istisna*)は、通常、建設及び製造事業に対して融資を行うために用いられます。イスティスナは、現在は存在しない(すなわち将来実現されるプロジェクト)が、将来当事者により製造される商品の売買に利用されます。イスティスナ契約により、当事者は、事前合意された価格で、合意された計画及び／又は明細に従って商品等を製造又は建設し、完成した商品を合意された将来の日に納品することが求められます。

イジャラ(リース)

イジャラは、リースの形式をとります。イジャラにおいて、出資者は、財産を購入し、それを他の当事者に対して、一定の期間、変動利率に基づく利益マージンを上乗せして合意された使用料で賃貸します。出資者は、当該財産の所有権を有し、その財産を担保として保有します。当事者は、期間の終了時に、合意された価格にて、所有権を出資者から「顧客」に移転することに合意します。期間中に支払われた使用料は、通常最終価格を減額する方向で充当されるため、当該最終価格は名目的な金額になります。イジャラは、(ムラーバハが固定であるのと対照的に)出資者に変動収益率を課すことを認めているため、住宅金融では最も普及しています。

ムラーバハ(繰延購入契約)

ムラーバハは、財産取得のための一般的なイスラム金融手法です。実際には、ムラーバハは、購入代金の支払を繰り延べる購入契約です。出資者は、財産を購入し、購入契約に基づいて利潤を上乗せして顧客に売却します。購入代金(すなわち費用に利益を加えたもの)は、繰延支払方法で支払われます。ムラーバハには多くの種類があり、例えば、出資者の代理人として顧客が財産を購入する場合を含みます。ムラーバハにおいて、出資者は、固定収益率に基づく利益を受け取ります。

11. 民営化とインフラストラクチャー

イントロダクション

サウジアラビアには、国有財産の民営化又はインフラストラクチャー開発における民間参加を規制する法律はありません。しかし、1997年に閣僚会議は民営化の8つの重要目標を掲げ、こうした目標を達成するために考慮すべき原則を決定しました。国有財産における民間部門のシェアを拡大させることによって、効率性を高められるという理由を基に、民営化への動きが生じました。

2001年の閣僚会議の決定により、最高経済評議会(以下「**評議会**」といいます。)に対して以下の権限が委ねられました。

- ・ 民営化すべき事業の決定
- ・ 民営化の戦略計画とタイムテーブルの作成
- ・ 民営化プログラムの監督
- ・ 民営化の実施状況の監視
- ・ 所轄政府当局との協働

評議会は、サウジアラビア国王を議長とし、水・電力省大臣、経済企画省大臣及びその他の関連各省の大臣から構成されます。民営化に関連する日常業務及び任務を実行するため、評議会の主導の下、民営化委員会が設置されました。評議会は、民営化を以下のように定義しています。

「民営化とは、経営管理契約、運営委託契約、リース契約、融資契約、資産の全部又は一部の民間部門への売却などにより、事業、プロジェクト及び民間に対するサービスの所有権又は管理権を民間部門に移転し、市場メカニズム及び競争原理に委ねるプロセスである。」

民営化の規制枠組み

戦略計画において、評議会は、民営化された各部門について、それぞれ個別の規制枠組みを設けることを公表しています。これは特に、一つの事業者が、市場を独占できるか又は市場の大部分を支配できるような権利を有する部門について適用されます。政府が100%持分を保有する事業者により、地域の大部分の電力が供給されているという電気事業が良い例です。

評議会は、民営化された部門を組織及び監督するため、様々な提案を行ってきました。最も受け入れられている提言は、特定の部門のサービスごとに、独立した規制当局を設置するというものです。

設置された監督当局の例としては、以下のものが挙げられます。

- ・ 通信情報技術委員 (Communication and Information Technology Commission) (電気通信及び情報技術産業を担当)
- ・ 電力監督庁 (Electricity and Co-Generation Regulatory Authority) (脱塩水、蒸気及び電気のコジェネレーション規制を担当)

民営化が予定される部門

評議会は2002年に、以下の政府サービスの民営化についての戦略計画を発表しました。

1. ナショナル・ウォーター・カンパニー (National Water Company) による上下水道
2. サウジ海水淡水化公社による海水淡水化 (脱塩)
3. サウジ電気通信会社の政府保有株式の売却
4. 国営サウジアラビア航空及びサウジアラビア国内の空港、特に国際ターミナルの民営化による航空・空港サービス
5. 鉄道
6. 道路
 - ・ 既存の高速道路の経営・運営・維持
 - ・ 新たな高速道路の建設・運営
7. 郵便サービス
8. 穀物貯蔵・製粉機
9. 港湾サービス
10. 工業都市サービス
11. 以下の企業の政府保有株式
 - ・ サウジ電力会社
 - ・ 銀行
 - ・ サウジ基礎産業公社、サウジアラビア鉱業会社 (Ma'aden)、サウジ電気通信

- 会社
 - ・ 国内製油所の政府保有株式
- 12. アラブ・イスラム諸国との合弁投資会社の政府保有株式
- 13. 国営ホテル
- 14. スポーツクラブ
- 15. 自治体サービス
 - ・ 食肉処理場の建設・運営
 - ・ 公共市場及びショッピングセンターの建設・運営
 - ・ 公園の建設・運営・維持
 - ・ 公共交通及び自治体収入の集金
 - ・ 清掃及び廃品処理サービス
- 16. 教育サービス
 - ・ 教育施設の建設・維持
 - ・ 教育書籍の印刷
 - ・ 通学
 - ・ 学生寮
 - ・ 公立学校及び大学設備の賃貸・運営
- 17. 社会サービス
 - ・ 社会福祉施設の管理・運営
 - ・ サウジアラビア国民のための民間部門への就職斡旋サービス
- 18. 農業サービス
 - ・ 衛生隔離用地
 - ・ 家畜診療サービス
 - ・ 診断研究所及び診療所
- 19. 医療サービス
 - ・ 医療施設の建設・運営
 - ・ 患者輸送サービス

電気及び水に対する規制体制

近年、電気及び水の部門は大幅な再編が行われ、水・電力省 (the Ministry of Water and Electricity) の管轄となっています。電気監督庁 (the Electricity and Co-Generation Regulatory Authority) は、水のコジェネレーションを含む電気部門の規制当局として設けられ、余剰電力の競争力のある市場を志向しています。電気監督庁は、電気、脱塩水及び蒸気のコジェネレーション製品を監督しています。水・電力省は、上記以外の水部門を規制する役割を担っています。

2005年の勅令により公布された電気法は、水・電力省及び電気監督庁が事業を行う

際に従うべき枠組みを定めています。この法律は、電気部門の再編という一般的な目標を定め、水・電力省に対し、電気部門に関する方針を策定し、計画及びプログラムの作成を行う権限を与えています。

電気法は、電気法の実効性確保及び電気関連事業の認可など、電気監督庁の役割を定めています。また電気監督庁には、関税を検討し、水・電力省とともに電気市場の競争を促進する権限が与えられています。

民営化プロセスにおける手順

公共プロジェクト又は公共事業体の民営化についてサウジアラビアが採用したモデルの基本的な手順は、以下のとおりです。

1. 民営化委員会の指示の下、所轄政府当局は、以下を実行します。
 - ・ 事業体及び下流部門の財政・経営状態に関する調査の実施
 - ・ 民営化による利点を提示
 - ・ 利益の詳細な検討
 - ・ 代替策及び民営化の障害を提示
 - ・ フィージビリティスタディ及びその分析その後、所轄当局は、こうした調査結果及び提言を民営化委員会に提出します。
2. 民営化委員会は、評議会に対して提言を行います。
3. 民営化が決定された場合、当該事業を所管する政府当局は、提出された調査に基づいて、民営化実施プログラムを作成します。評議会の承認後、民営化手続を完了するために必要な手続及び措置を実施します。
4. 所轄政府当局は、民営化委員会の監督下において、他の政府当局と協力し、民営化プログラムの管理を行います。例えば、電気部門であれば、水・電力省及び電気監督庁と協力することになります。

民営化の方法

サウジアラビアでの民営化の方法には、所有権の移転、管理運営の委託、リース、BOOT(Build Own Operate Transfer)又はBOT(Build Operate Transfer)、PPP、公募を通じた売却若しくは主要投資家への売却など様々なものがあります。

民営化の適切な方法及び範囲は、プロセスを開始する前に、慎重に検討されます。効果的な民営化のために複数の方法の組合せを選択することも多々あります。サウジアラビアでは、部門の競争力、市場の整備、入札者の意図及びその他の要因に基づいて、方法が決定されます。サウジアラビアにおける一般的な民営化の方法は、以下のとおりです。

所有権の移転

所有権の移転は、公募による民間部門への売却、又は投資家への売却により行われます。事業体全体又は保有持分の一部が、相対取引又は公募によって民間部門に売却されます。これはすでに、サウジ基礎産業公社及びサウジ電気通信会社の株式の一部売却によって行われています。

管理契約

民間部門への移転になじまず、管理、運営及びマーケティングにつき高度の専門知識が必要なプロジェクトにおいて、政府が多額の投資を行い、資産を有している場合に、管理契約がよく用いられます。請負人が管理等を行い業務運営を担当しますが、商業的リスク(損失)については負担せず、政府がリスクを負います。このアプローチは、水部門の民営化の際にサウジアラビア政府が採用したもので、新たに設立されたナショナル・サウジ・ウォーター・カンパニーを監督する国際機関に対して管理権が譲渡されました。

リース契約

政府事業体が、財産及び/又は設備を、合意された期間について合意された料金により、民間部門の投資家に賃貸する民営化方法です。リース契約では、政府は財産の所有権を保持します。リースの条件は慎重に検討され、包括契約に明記されます。投資家は、投機に関連するすべての商業的リスクを引き受け、リース期間の終了時には、財産を良好な状態で返却しなければならないため、民間投資家が財産を良好な状態に維持するためのインセンティブが働きます。さらに、投資家は多くの場合、職員の雇用や関連事項について責任を負います。

リース契約は、サウジアラビア港湾局が27の港及び関連サービスを民営化した際に、港湾産業において用いられた方法です。

BOOT及びPPP

この種の民営化では、投資家は、プロジェクトの資本、運営及び支出について管理責任を負います。多額の融資がなされ、プロジェクトの規模も大きいため、この計画の実施は複雑なものになります。

政府は、インフラストラクチャーに4,000億米ドル、電気部門に320億米ドルを投資することを表明しました。

BOOTでは、民間部門の投資家には、政府事業体に対する融資、建設、所有、運営を

行う免許が与えられます。免許の失効時には、全体の運営及び財産は政府に移転します。

PPP契約は、政府と民間部門の投資家との間のパートナーシップです。この方法は、サウジアラビアでは最も広く用いられ、水及び電気産業において用いられています。過去に、海水淡水化公社について用いられました。海水淡水化公社は、以前は海水淡水化局として知られており、PPPを通じて設立された6つの海水淡水化プラントについて責任を有しています。

水・電力省は、水部門の民営化においてPPPモデル(P3と呼ばれることもあります。)を採用すると公表しました。水・電力省のプレスリリースによると、これは様々な民営化方法の分析に基づき推奨されるアプローチであるとされています。

各PPPの下で、サウジアラビア政府は、既存のプロジェクトに対し税額控除又は年間収入の保証を提供することができます。政府は、現物出資又は助成金若しくは補助金の交付という形でプロジェクトに参加することもできます。

12. 不動産法

効率的で透明性の高い、土地の譲渡と登記手続の実現と現代化に向けて、サウジアラビア政府はサウジアラビアのすべての土地(及び特定の土地区画に対するすべての財産権)を特定し、かかる情報を各指定不動産区域の不動産登記簿に組み込むという大規模かつ意欲的な課題に取り組んでいます。この新しい制度の導入により、正確な測量による不動産取引を促進し、良好な投資環境を提供することが可能となります。

サウジアラビア政府は、世俗法を制定する権限に基づき、土地の譲渡と登記手続に特に関連のある2つの法律を制定しています。

- ・ 不動産登記法(以下「**不動産登記法**」といいます。)(2004年2月24日付勅令第6号により公布)

不動産登記法は、現在、サウジアラビアにおいて、広範囲な不動産開発が計画・進行中であるという状況を反映したものです。同法は、他国の登記制度のアプローチ及び手法を採用し、土地の譲渡及び登記に関する分権的なシステム構築を行うものとしています。

所定の異議申立期間の経過後、指定地域の各区画について、その所在地、法的ステータス、所有権及び義務が登記されることになり、(シャリーア法原理の違反又は偽造に該当しない場合には)権利が確定します。各区画には固有の整理番号がふられ、登記された取引を参照して所有権を確定しながら、区画を特定することに重点が置かれます。この新しい登記制度は2段階に実施されます。

登記の第1段階：都市農村省 (Ministry of Municipal and Rural Affairs) が指定地域の土地についての地籍図を作成します。その後司法省 (Ministry of Justice) が特定された各土地に関連する権利を文書化し、当該情報は、管轄地方裁判所裁判官の監督の下、その現状が登記簿に記載されます。この段階では、特定の権利の処分権を有する者のみが、登記事項の変更を申請することができます。登記の第1段階の関係者は期間内において異議申立権を有します。

その後の登記段階：第1段階後に行われた取引は登記簿に内容が記録されます。こうした取引には、権利の譲渡、権利の変動、長期リース及び抵当権の設定が含まれ、これらの登記には、登記料が必要となります。

- ・ 区画所有制度、土地建物及びその区分 (2002年4月24日付勅令第5号により公布)

この法律は、一般的に建物の「階層的」所有としてよく知られている概念、すなわち建物が個々の区画に分割されるという概念を反映したものです。個々の所有者は、その持分に応じて、共有財産の保守や修繕について連帯して責任を負います。不動産登記法においては、複数の区画や複数階を有する建物は1つの不動産区画とされ、区画や階の所有者に関する補足書類が添付されます。所有権の移転は現行の手續に従って行われると規定されています。

最近の国際的に最良とされる実務を採用する不動産登記法のような近時の立法に補完されて、伝統的なアプローチと組み合わせられることで、土地移転登記の登記手續における二重の登記手續制度が存在する移行期間が必要となります。この点、抵当登記法は、第1条においてこのような二重の登記手續制度を認めています。

しかし、この二重制度には適用期間があります。不動産登記法に基づく新たな権原の特定及び登記制度の実施に伴い、現在の実務によって規律される手續は縮小し、最終的には、サウジアラビアの全地域において、新しい権原の特定及び登記手續への切り替え又は組み替えがなされることとなります。

サウジアラビアのすべての不動産を新体制下に置くために政府が実行している取り組みの影響力の大きさは、誰もが評価しています。法務省及び都市農村省 (担当政府当局) は、今後20年間のうちに不動産登記法における新制度を段階的に実施していく予定であり、新たな対象地域は官報に掲載されます。しかし、長い行程の第一歩を踏み出したのと同時に、この制度は *Horiymi* 州の1,600件の不動産ユニットに関して既に実施されており、現在も進行中です。

土地の取得

多くの他の法域とは異なり、サウジアラビアの不動産の売主は、原則として、土地又は建物に関する特定の情報を買主に開示することを法律により義務づけられていません。しかしながら、売主がより複雑な不動産の所有権又は占有に関する取り決めについて重要な情報を提供しなかった場合には、買主は、デュー・ディリジェンス手続の一環として、必然的に追加情報を請求することになります。売主への照会を別にして、購入希望者が不動産調査を行う方法はほとんどありません。現在のところ、不動産情報を得るために、様々な地方政府機関又は記録を調査する手段はほとんどありません。さらに、土地の所有権及びその土地に影響する取引の有無については、登記手続に公証人が関与する段階になって初めて、実際に確認することができます。その結果、買主は、一般に、移転手続が現地の公証人の段階で完了するまでは、関連する土地の所有権及び第三者の権利の存在に関して売主により行われた表明及び保証に依拠しなければなりません。

伝統的に、サウジアラビアの土地及び建物の取得は、両当事者間の相対取引により行われ、これに不動産業者が関与する場合があります。この手続は、有効な異議がない限り権原証書が所有権を証明するという動産法のアプローチを反映したものでした。

最も頻繁に行われるものとしては、売買契約書が売主のために作成され、売主は、かかる契約書を、多くの場合は土地に関する情報とともに、購入希望者に対して提示します。売買契約書には、取引の商業的条件並びに当事者らの様々な権利及び義務が定められていると考えられます。契約に基づく売主による情報開示のレベル、並びに当該情報開示を支える売主の表明及び保証の性質及び程度に関する条項は、特に交渉されることが多くなります。

従来の土地の取得は、一般に、以下のとおり極めて単純なプロセスにより行われていたといえます。

- ・ 買主及び売主の法定代理人が現地の公証人のところに出頭します。両当事者の代理人は、権利能力を確認するためにそれぞれの定款(又は個人の身元確認書類)の写しを交付しなければならず、売主の代理人は権原証書の原本を交付します。
- ・ 公証人は、権原証書の真正を保証するために、権原証書の原本を記録部門の事務官に送付します。公証人は、移転記録に当該取引を記録します。その後、当事者は、公証人の前で記録簿に署名をします。
- ・ 現地の登記官は、公証人が保有する権原登記簿に取引の詳細を複写します。
- ・ 公証人は、買主名義の新たな権原証書(取引の詳細を含みます。)を、買主の法定代理人に対して発行します(又は既存の証書に裏書きすることもあります。)

このプロセスが示すように、公証人は、過去、土地移転手続における中心的な役割を果たしており、この役割は今後も同様と思われます。公証人は、当事者が取引における役割及び責任を十分に履行すること及び商業的又は手続的な誤解がないことを確保します。

公証人の権能及び責務は、近時の公証人の管轄に関する行政規則(2004年7月13日付、司法大臣により公布された通達第13/T/2460号)(以下「公証人規則」といいます。)に、詳細が規定されています。公証人が不動産の所有権移転及び不動産に影響する抵当権を証明する権能を付与されていることは重要なポイントです。最近では、この伝統的プロセスが簡素化されています。この現代の簡素化されたプロセスは、

- ・ テクノロジーの利用拡大による利益を受け、
- ・ より洗練された手続を採用し、
- ・ 新たな法律及び行政規則に基づく手続を反映し、登記手続を強化する将来の規制の基準となることが期待されています。

しかしながら、他方で、従前の手続の本質を維持しています。

リヤドの場合、この現代的プロセスは、公証人局(Notary Public Department)により集約されています。公証人局は、2007年に設立され、所有権移転登記のための電子システムのフルサービスを効果的に運営及び管理している機関です。この現代的プロセスは概略以下のとおりです。

- ・ 買主及び売主双方の法定代理人が、両方で公証人局に行きます。
- ・ 公証人局は、代理人らに対して、不動産及びその登記簿上の価値を特定する移転通知を交付します。
- ・ 代理人らは担当の公証人との会議に移転通知を持参します。
- ・ 両当事者の代理人は公証人に対して以下の書類を提出します。
 - (当事者が法人の場合)定款の写し
 - (当事者が個人の場合)身元確認書類の写し
 - 各代理人が買主及び売主をそれぞれ代理して公証人の面前に出頭する権限があることを証明する書類
- ・ 売主の代理人は、売主名義の権原証書の原本を提出します。取引に関連して証書原本が決定的な役割を持つことは、最近の公証人規則で認められています。公証人規則の下で、公証人は、証書の原本に依拠しなければならず、他のものに依拠してはなりません(第13条)。
- ・ 公証人は、以下について検討し、確認します。
 - 当事者らの定款(当事者が特定の不動産の売買を行う権利能力を有することを確認するため)
 - 権原証書の原本(売主による所有権を保証するため)
 - 当事者の代理人の権限

- 不動産の記録上の価値を示す当初の移転通知
- ・ すべての書類が整っていることを確認した後に、公証人は、取引情報を記録局 (Records Department) に電子的に送信します。
- ・ 記録局は、以下のことを行います。
 - 取引の詳細を権原登記簿に複写します。
 - 買主が不動産の所有者であること及び完全な取引の詳細を示す新たな権原証書を作成します。
 - リヤドのすべての権原証書についての記録局の登記簿に新たな権原を電子的に加えます。
- ・ 代表者は、公証人の面前に再出頭し、公証人は以下のことを行います。
 - 買主名義の新たな権原証書の写しを発行します。
 - 法定代理人及び2名の証人に、標準的な様式の売買契約書への署名を求めます。
 - 新たな権原証書を、買主の代理人に交付します。
 - 売買契約書を、記録ファイルに取り込みます。
 - 売買契約書の原本を保管します。
- ・ 買主は、公証人の面前に出頭し、権原証書の受領確認書に署名します。

この登記システムは、世界中で採用されている実務を多分に反映するものです。しかし、上記の手続が通常1日で完了し、かつ無料であるという事実は、多くの国際的な不動産当局や不動産の利害関係者に注目されるでしょう。

13. 雇用法

サウジアラビアで雇用関係を規律する主な法律は、2005年の勅令で公布され、労働省によって監督されている労働法となります。このほかにも、随時公布され、法的効力を有する、労働問題に関する多数の勅令、省の決定及び決議、局の通達並びにその他の公的機関の告示が存在します。残念ながら、労使関係に関するすべての法律を包括的に参照できる中枢システムは存在しません。

労働法の規定は、賃金と引き替えに雇用主のために労働することを約束することを定めた、ほぼすべての雇用契約に適用されます。労働法には適用除外の定めが存在し、例えば、雇用主の家族が唯一の従業員である場合、家政婦、2ヶ月以内で特定業務を遂行する外国人労働者及びスポーツ選手が挙げられます。

社会・健康保険

社会保険規則 (Social Insurance Regulations) は、少なくとも一人の外国人従業員

を雇っている雇用主に対し、各従業員に代わり社会保険総合機構 (General Organisation for Social Insurance) に毎月拠出することを求めています。この拠出金は従業員の賃金の割合として計算されます。拠出の対象となる賃金は、基本給及び宿泊手当のみであり、1ヶ月当たり45,000サウジリアルを超えないものとされています。

非サウジアラビア人従業員について適用される割合は、使用者により支払われる従業員の月給(業務に起因する傷害保険料の控除前)の2%とされています。サウジアラビア人雇用者に関しては、使用者は従業員の月給の11%を拠出し、そのうちの2%は業務に起因する傷害保険料に、9%は退職給付に充てられます。従業員は更に月給の9%を退職給付のために拠出します。社会保険規則は、給与を受領給与及び住宅手当の双方を含むものと定義しています。

健康保険組合法 (Cooperative Health Insurance Law) によって、雇用主は従業員及びその家族を保証する医療保険を提供することを義務付けられています。これは通常、使用者の費用負担によって行われます。

社会保険規則は60歳以上の退職者が老齢年金の受給資格を有すると定めています。この満額の年金は、働いていた期間中に社会保険総合機構に拠出してきたサウジアラビア国民にのみ支給されます。

雇用の条件

使用者は、従業員について90日以内の試用期間を設けることができます。この試用期間は雇用契約書に明記されていなければならず、明記されていない限り適用されません。期限の定めのない契約は、契約終了の有効な理由を記載した書面通知を相手方に交付することを条件として、一方の当事者の裁量により終了します。労働者の賃金を月払いとする契約については少なくとも30日前までの通知が、それ以外の場合は少なくとも15日前までの通知が要求されます。不当解雇を行うと、復職や金銭賠償等を含むさまざまな改善措置がとられる場合があります。

労働契約が終了した際には、従業員は役務終了報償金を受領する権利を有します。一般的に、報償金の額は、役務を提供した最初の各5年間の半月分の賃金とそれ以降の各年の1ヶ月分の賃金として計算されます。

様々な形の年次有給休暇がありますが、従業員は労働法により賃金全額が支給される21日間の休暇を与えられ、同じ使用者の下で5年間連続して役務を提供した場合には休暇日数は30日まで増加されます。労働法は、育児休暇、宗教休暇、無給休暇、教育休暇及び疾病休暇についても規定しています。

労働法は、雇用主の企業情報に関する従業員の広範な守秘義務を定めています。より具体的な秘密保持契約は雇用契約書において規定される必要があります。

「サウダイゼーション」政策と外国労働者

サウジアラビアで起業する外国人投資家は、サウジアラビア人の最低雇用数を義務づけるサウジアラビアの政策に留意しなくてはなりません。この最低数は会社の形態及び業種によって異なります。一般的には、労働力の30%がサウジアラビア人である必要がありますが、建設、清掃又は操作業務に係る業種においては10%とされています。

外国労働者はまず初めに就労ビザを取得しなければならず、使用者の支援を得て在留許可(*Iqama*)を申請しなければなりません。ビザの取得には、ある程度の困難及び遅延がありえますので、早期に照会を行う必要があります。

14. その他のビジネス法

サウジアラビアにおいてビジネスを遂行するにあたり、その他にもいくつかの法律及び要件が存在します。以下では、主要な法律及び要件の概要について簡潔に記載します。

14.1 地域の商工会議所

すべての事業体(支店も含まれます。)は、地域の商工会議所(local Chamber of Commerce)に登録されなければなりません。この登録により商工会議所は公文書の認証を行うことができます。

14.2 ビザ

サウジアラビアを訪れるすべての外国人訪問者は、ビザが必要となります。必要とされるビザの種類は、サウジアラビアへの入国目的により異なります。以下は、現在取得することができるビザの種類例です。

- ・ 投資家ビザ(Investor visa)
- ・ 商用訪問ビザ(Business visit visa)
- ・ 就労ビザ(Employment visa)
- ・ 家族訪問ビザ(Family visit visa)
- ・ 宗教(Religious)-巡礼(*Hajj*)及び小巡礼(*Umrah*)

最近においては、認可を受けた旅行代理店を通じて発行される観光ビザ(tourist visa)が導入されるといった動きがあります。

サウジアラビア政府は、サウジアラビアへの出張の簡略化及び促進に向けて、新たな手続を実施しました。新たな手続は、サウジアラビア政府による同国への

外国投資を奨励し、促進するための全体的な政策の流れの一部です。現在では、特定の国に対して商用ビザを発行する場合、サウジ商工会議所(Saudi Chamber of Commerce and Industry)により公証された招待状が不要となりました。商用目的での訪問者は、サウジアラビアで既に設立された組織の構成員である必要もなくなり、単に、本国で登録されている事業体との関係を有するだけで足りることになりました。ほとんどのビザ申請は現在、認可を受けた外国代理人によって行う必要があります。当該代理人一覧は、各地域にあるサウジアラビア大使館又は領事館のウェブサイトから入手することができます。一般的に、大使館/領事館が直接、申請者の対応を行うことはありません。

サウジアラビア国内で就業を望む外国人は、就労ビザと、それに続いて在留許可(*Iqama*)を取得する必要があります。

14.3 関 税

拡大する財務省(Ministry of Finance)の活動に対応すべく、関税総局(Public Directorate for Customs)を含む数々の総局が同省内に設置されました。

サウジ関税方針は、以下の主要な目的を有しています。

1. 以下に掲げる品目の国内への持ち込み禁止に表されるような宗教面及び安全面の目的
 - ・ イスラム法典(シャリーア法)に反する品目
 - ・ サウジアラビアの慣例及び価値観に反する品目
 - ・ 社会に有害な影響を与える品目
 - ・ 国の安定に脅威を与える品目
2. 一定の関税区分に従い輸用品に関税を課すことで、国内の産業の保護に繋げる経済的な目的
3. 必需品の関税対象からの除外又は日常消費財の輸入に極めて低い関税を課すことを図る社会的な目的

サウジアラビアへ持ち込まれるすべての物品は、サウジアラビア基準機構(Saudi Arabian Standards Organisation)が定める衛生及び安全基準を満たさなければなりません。サウジアラビア基準機構は、サウジアラビアにおける唯一の基準提示機関であり、基準及び測定に関するすべての行為を受託しています。サウジアラビアのWTO加盟は、国の関税体制に著しい変化をもたらしました。サウジアラビアは、数多くの輸入品に課される関税の変更に取り組んでいます。WTOへの加盟に伴う義務以外に、サウジアラビアは、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール及びアラブ首長国連邦と共に、湾岸協力会議統一関税同盟(Gulf Cooperation Council Unified Customs Union)の加盟国でもあります。

加盟国は、他の加盟国から輸入するほとんどの物品への関税を撤廃する関税同盟を実施しています。免税を受けるためには、製品には他の加盟国からの原産地証明書がなければなりません。加盟国は、非加盟国から輸入する数多くの所定の外国物品に適用する5%の共通関税についても同意しています。関税引き下げは、今後4年間に渡り行われますが、サウジアラビアは既に、広範囲の商品を対象とする計画の大部分を実行しています。物品の輸入業者は、輸入する物品の種類に応じた商業上の登録をしなければなりません。例えばアルコール、豚肉及び具象的な美術品といったいくつかの物品は国内への持ち込みが厳しく禁止されています。課税率は、商品の種類及び数量により異なります。基本的な消費財のほとんどは非課税となっています。

14.4 競争法 (Competition Law)

競争法 (Competition Law) は、2004年に勅令により導入され、公正な競争の保護及び奨励並びに合法的な競争に影響を及ぼす独占的な慣行に対抗する目的を有しています。この法律の監督機関は、商工業省です。

競争法の規定は、公共企業及び完全国有企業を除く、サウジアラビア市場で活動するすべての事業体に適用されることになっています。事業体の定義には、工場、自然人若しくは法人により保有される施設又は会社、並びに商業、農業、工業若しくはサービスを行うか又は商品及びサービスの提供を行うすべての団体が含まれます。市場の定義には、現在及び将来における買い手及び売り手が特定の期間内に商談する場所又は手段が含まれます。競争法の中には事業体間における取引及び公正な競争を制限する意図を有するか又はそれに繋がる行動を禁止する規定が存在します。さらに、市場において支配的な地位を保持する事業体が競争を制限する効果を有する活動に従事することも禁止されています。競合する又は競合する可能性のある事業体間において当該事業体間の取引を制限するか又は競争を限定するようなすべての慣行、合意及び契約(口頭若しくは書面又は明示的若しくは黙示的かを問いません。)は禁止されています。

商工業省に本部を置く競争保護評議会 (Competition Protection Council) という独立した地位にある評議会が、競争法 (Competition Law) の実行及び発展を担っています。市場において支配的地位に立つ可能性のある合併又は買収を計画する事業体は、少なくとも合併又は買収を行う60日前までに、競争保護評議会の承諾を求める旨の申請を行うことが義務づけられています。評議会は、かかる申請の受諾又は却下のいずれかを90日以内に事業体に対して通知しなければなりません。競争法違反について最初に課される罰金の上限は、500万サウジリアルです。当該罰金の上限は、再犯者については2倍となります。これらの罰金は、他の法律に基づき課される罰金の有無にかかわらず、課されます。

14.5課 税

会社又は支店は、国税局(Department of Zakat and Income Tax)への登録が強制されます。

サウジアラビア法上、内国法人及びサウジアラビアにおいて恒久的施設(permanent establishment)を通じて事業を行う外国法人に持分を有する外国人パートナー又は株主は、所得及び実際に得たキャピタル・ゲインに対して20%の法人税率に服します。会社組織のサウジアラビア国民及びGCC国民の持分に対しては、2.5%の宗教上の課税(Zakat)が課されます。内国法人とは、サウジアラビア会社法に基づき設立された会社であるか、又は中枢の管理支配機能がサウジアラビア国内に置かれている会社をいいます。

所得税法(Income Tax law)には、控除可能費用及び非控除費用、減価償却、源泉徴収税、前払金、繰越損失並びにコンプライアンス違反への科料及び罰金に係る規定が含まれます。グループ企業内における連結の概念がないため、会社はそれぞれ租税債務を負います。

サウジアラビアは、売上税又は付加価値税を一切課していませんが、物品及び商品の輸入に対して関税が適用されます。

源泉徴収税は、外国の受取人への支払範囲に応じて、5%から20%の税率で支払われます。源泉徴収税の対象となる支払には、配当金、利息、リース料及びコンサルタント料が含まれます。二重課税の防止に係る条約は、ほとんど存在しません。

14.6帳簿及び会計記録

すべての事業体は、仕訳帳及び総勘定元帳を含む、アラビア語による一定の会計帳簿を作成しなければなりません。これらの記録は、さまざまな規制機関による監督上重要となります。関係文書の原本は、最低でも10年間現地で保管しなければなりません。財務諸表は、現地の公認会計士の監査を受けなければならない、かつ事業年度終了後6ヶ月以内に商工業省に提出しなければなりません。

14.7知的財産

知的財産法は、精神的又は独創的な労働の所産の創造、利用及び保護を規制し、以下の2つの主要なカテゴリーに分類されます。

- ・ 特許、商標、工業デザイン、集積回路及び原産地の地理的表示を含む工業所有権
- ・ 文芸作品、演劇作品、音楽作品、芸術的作品、映画、録音、放送、ケーブル

番組及び印刷された作品を含む著作権

WTO加盟以来、サウジアラビア政府は、増加する偽造及び侵害行為を防止するためのさまざまな施策を講じました。その結果として、次第にサウジアラビアにおける知的財産権の保護が図られています。

サウジアラビアにおいて実施できる知的財産権を取得するためには、

- ・ 商標権は、商工業省の商標庁(Trademark Office)に登録する必要があります。
- ・ 著作権は、文化情報省(Ministry of Information and Culture)に登録する必要があります。
- ・ 特許権は、アブドゥル・アジズ王科学技術都市(King Abdul-Aziz City for Science and Technology)のサウジアラビア特許部門又は湾岸協力会議特許庁(GCC Patent Office)に登録する必要があります。
- ・ 工業デザイン、集積回路及び植物品種は、アブドゥル・アジズ王科学技術都市に登録する必要があります。

2003年、サウジアラビアは、工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟しました。サウジアラビアは条約締結国ではないものの、商標の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(Nice Classification of Goods and Services for registering trademarks)を遵守しており、2002年現在における修正第42類並びに新たに設けられた第43類及び第45類を採用しています。また、2003年において、サウジアラビアは文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works)にも加盟しました。

添付書類A: 有限責任会社及び株式会社の性質に関する比較表

	有限責任会社	株式会社
設立に要する期間	2-4ヶ月	4-6ヶ月
株式の公募	株式の公募を行うためには、事前に株式会社への組織変更を行わなければならない。会社は、組織変更に関する要件を満たさなければならず、設立後5年間は組織変更が認められない。	発起人の持分に応じて、最低2年間の保有期間の後に認められる。新規株式公開に関する手続は発起人及び/又は会社が行う。
外資による保有に関する規制	サウジアラビア総合投資院から外国投資に関する許可を得ることを前提として、また会社の目的事項に外国投資が認められていない事業活動が含まれていないことを条件として、外資(非GCC)による保有が認められる。(一般的に、外国投資はほとんどの製造業および技術サービス業において認められている。)	有限責任会社と同じ。
株 主 数	最大50名、最少2名。	最大数については制限なし、最少5名。
資 本 金	国内資本の場合の最低資本金額は500,000サウジリアル(133,333米ドル)。外資による保有の場合、サービス業を行う会社については2,000,000サウジリアル(533,332米ドル)、製造業を行う会社については5,000,000サウジリアル(1,333,333米ドル)。	最低資本金額は2,000,000サウジリアル(533,332米ドル)だが、実際はこれよりも高い。例えば、保険会社については100,000,000サウジリアル及び許可発行手数料100,000サウジリアルである。
払込済み資本金	現金及び現物による。	現金及び現物による。

	有限責任会社	株式会社
有限責任	パートナーが経営に参加している場合であってもパートナーについては有限責任。ただし、会社はその資本金の75%を超える損失を被った場合においてパートナーが会社の清算を決議しなかったときは、当該パートナーは会社の負債について全責任を負う。	株主が経営に参加している場合であっても株主については有限責任。
異なる種類の持分の有無	なし。	なし。
優先株式	認められていない。	理論上は認められているが、今のところ認められていない。
社債	認められていない。	認められる。
資金調達に関する魅力	最も認められない。	認められる。
会社の継続	認められる。	認められる。
会社持分の譲渡可能性	他のパートナーの法定先買権、また実際上は(譲渡には定款の変更が必要であるため、)他のパートナーの承認を前提として、可能。	株式は一般的に譲渡可能だが、発起人が引受ける現金株式、現物出資と引き替えに発行される株式、及び発起人の株式を除く(これらはすべて、最低2年間は譲渡不可 ¹⁾)。

¹ 保有期間中、これらの株式は発起人同士で又は取締役に対して(譲渡不可の制限付株式として)、又は死亡した発起人の相続人により第三者に対して、譲渡することができる。

	有限責任会社	株式会社
経営に関する体制	サウジアラビアの企業に関する規制 (Saudi Companies Regulations) 又は商工業省の方針に基づく厳格な規則による制限を受けていないため、経営統治体制においてかなり柔軟性がある。	規制あり。 (取締役会メンバーは株主総会にて選任されること、取締役会の地位の留保は通常認められないこと、議長/執行取締役は取締役会により選出されること、取締役会メンバーは最低10,000サウジリアル相当の持分を保有しなければならないこと。)
経営報酬	規制なし。	規制あり。
経営責任	支配人は、会社に関する自らの不当な管理、又はサウジアラビアの企業に関する規制 (Saudi Companies Regulations) 若しくは会社の定款の規定の違反に起因する、会社、その持分保有者又は第三者が被った損害について連帯責任を負う。	有限責任会社と同じ。
政府による監督	政府による監督を受ける場合がある。 秘密性は最大限保つことができる。(決算の公表は不要。定款変更は公表しなければならない。)	政府による監督を受ける場合がある。 (決算及びすべての株主総会招集通知、定款変更は公表しなければならない。)

	有限責任会社	株式会社
その他	不満を持つ少数パートナー(又はその相続人)が会社の運営を妨害する可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ より高い透明性/知名度を保てる。 ・ 少数株主との間における問題の結果生じる分裂、及び/又は相続による株式譲渡の影響を受けにくい。 ・ サウジアラビア産業開発ファンド(Saudi Industrial Development Fund)からの最大限の出資を促すことが可能。